# 小郡市農業委員会だより

問合せ先 農業委員会事務局(南別館2階)☎72-2111内線632



小郡市農業委員会 会長 草場學

輝かしい新年の始まりに際し、ご挨拶申し上げます。

平成27年7月の農業委員会改選から、早いもので1年半が過ぎました。その間、法律改正など農政を取り巻く環境は変化し、さらに大きく変わろうとしております。

小郡市におきましても、利用権の設定などによる農地の集積が進み、農業経営の合理化や効率化が進んでいます。一方、地域によっては農業従事者の高齢化に伴い、担い手不足に起因した耕作放棄地の増加も懸念されています。

意欲ある担い手の育成や優良農地の確保と農地の効率的活用の推進は、農業委員会の大切な役割であり活力のある農業と農村の振興につきまして、さらに鋭意努力してまいります。

今後とも皆さまのご支援を賜りますようお願いいたします。本年も皆さまに とりまして、幸多い年であることをご祈念申し上げます。

#### 農業委員会とは

農業委員会とは、「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置される行政委員会です。農業委員は、 非常勤特別職の地方公務員で、任期は3年です。

農業者の代表として、農地法に基づく農地の権利移動などの許認可事務をはじめ、農業の振興や農地の有効利用推進のための活動などをしています。

#### 主な業務

□ 農地の権利移動、農地転用、農地等の賃貸借解約□ 農業者年金、賃貸料情報の提供□ 耕作放棄地の有効利用、農地に関する証明発行

#### 農業委員会総会の議事録を公開しています

縦覧を希望する人は、農業委員会事務局へ お越しください



## 視察研修を実施しました

10月31日、11月1日に、視察研修を行いました。 江川ダム(朝倉市)では、小郡市を含む両筑土地改良区の農業用水などの両筑平野用水の管理を学習しました。

(株) コッコファーム (熊本県菊池市) では、6次産業について、今後の小郡市農業振興対策の一つとして参考になる先進的な取組を視察しました。





# information お知らせ



#### 農地パトロールを実施しました

9月28日~9月30日に、市内全域の農地パトロールを実施しました。

委員会では、パトロールで確認した耕作放 棄地の管理者に意向調査を行い、農地の再生、 農地利用計画の提出などの指導を実施し、優 良農地の確保に努めています。

放棄地発生の原因はさまざまですが、高齢化による担い手不足や、未相続による地主不在など難しい問題があります。

いったん放棄地になると、雑草が生い茂り、周辺の農地に影響を及ぼします。



#### 農地の無断転用はやめましょう

農地転用とは、農地を住宅や事務所の用地、 駐車場、資材置場として使用したり、工事の ため、一時的に農地を資材置場や残土処理場 として使用したりして、農地を農地以外の用 地で使うことです。

農地転用は、農地法に基づき県知事の許可が必要です。事前に農業委員会にご相談ください。

#### 農業者年金に加入しませんか

59歳以下の国民年金第1号被保険者で、 年間60日以上農業従事している人は、加入 することができます。

- ・少子高齢化に強い積立方式です
- ・公的年金ならではの税制上の優遇措置があ ります
- ・終身年金で80歳までの補償つきです
- ・農業の担い手には、手厚い政策支援があり ます(認定農業者で青色申告をしているな どの条件あり)

# 農地の権利を取得する際の 下限面積を50アールに 決定しました

10月に開催した委員会総会で、農地の権利(所有権・賃貸借など)を取得する際の下限面積を、農地法で定める基準のとおり「50アール」に決定しました。

これに伴い、農地の権利を取得するには、 取得しようとする農地を含め、農地面積が合 計50アール以上必要となります。

※下限面積とは、農地法第3条の許可要件の 1つです

## 相続によって 農地の権利を取得したときは、 農業委員会への届出が必要です

農地法の許可をとらずに、以下のような理由などで農地の権利を取得した場合は、届出が必要です。

- ・相続(遺産分割・包括遺贈を含む)
- ・法人の合併・分割
- 時効

